

第1196号

令和6年07月10日

秋田市山王一丁目1番1号発行所秋田市総務部文書法制課電話018-888-5427

目次

告示

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	雙予防サービス事業者および指定介護予防支援事 介護保険課(第189号)	
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課(第190号)	5
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課(第191号)	6
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車 等の撤去および保管について	交通政策課(第192号)	7
令和6年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課(第193号)	9
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第194号)	10
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課(第195号)	11
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止につ いて	保護第一課(第196号)	12
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退について	障がい福祉課(第197号)	13
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課(第198号)	14
専決処分した予算およびその要領について	総務課 (第199号)	16
令和6年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第200号)	23
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、廃止、休止およ び変更について	保護第一課(第201号)	28
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室(第202号)	30
令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書の公示送達について	市民税課(第203号)	31
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和6年 賦課年度令和5年)の公示送達について	国保年金課(第204号)	32
指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課(第205号)	33
納期限変更通知書の公示送達について	納税課(第206号)	34

令和3年5月19日付けの秋田市告示第177号の訂正について	生活総務課(第207号)	35
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	子ども総務課 (第208号)	36
令和6年の特定計量器定期検査の実施について	市民相談センター(第209号)	37
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第210号)	39
秋田市新屋ガラス工房作品の販売に係る収入金の徴収事務の委託について	新屋ガラス工房(第211号)	40
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第212号)	41
教委告示		
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第10号)	42
選管告示		
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局(第3号)	43
令和6年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について	選挙管理委員会事務局(第4号)	44
農委告示		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局(第11号)	45
上下水道局告示		
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課(第18号)	46
指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課(第19号)	47
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課(第20号)	48
指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課(第21号)	49
指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課(第22号)	50
指定排水設備工事業者の指定について	上下水道局給排水課(第23号)	51
公告		
放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	52
市有地の売払いについて	財産管理活用課	54
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	57

秋田市情報公開条例の令和5年度の運用状況について	文書法制課	58
秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例の令和5年度の運用状況について	文書法制課	60
市有地の売払いについて	財産管理活用課	62
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	65
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	66
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	67
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	68
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	69
財政報告書の公表について	財政課	71

秋田市告示第189号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項、第115条の2第1項 および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定 介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定 したので、同法第78条、第115条の10および第115条の30の規定により告示 する。

令和6年6月4日

事業者の	事業所の	事業まのまた地	化学の左旦日	サービスの
名 称	名 称	事業所の所在地	指定の年月日	種類
株式会社ヤマ	訪問介護ス	秋田市東通明田	令和6年6月	
タクリエイト	テーション	13番19号 コー	1日	訪問介護
秋田	城東	ポニツ屋202号	1 14	
株式会社ヤマ	訪問看護ス	秋田市東通明田	令和6年6月	
タクリエイト	テーション	13番19号 コー		訪問看護
秋田	城東	ポニツ屋202号	1 14	
株式会社ヤマ	訪問看護ス	秋田市東通明田	令和6年6月	介護予防訪
タクリエイト	テーション	13番19号 コー		問看護
秋田	城東	ポニツ屋202号	1 1	川伯吱
	指定居宅介	秋田市将軍野東		
医療法人土崎	護支援事業	一丁目7番28号	令和6年6月	介護予防支
鹿嶋医院	所ケアプラ	プランドール	1 日	援
	ン鹿嶋	Ⅱ 103号室		

秋田市告示第190号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月5日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

	理号	旧新	路	線	名	起 終	点点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
4045	-1	田	外旭川	田中	2 景線	秋田市外旭川字田秋田市外旭川字田		200. 70	4. 00 7. 00
4045	01	新	外旭川	田中	2 号線	秋田市外旭川字田 秋田市外旭川字田		200. 70	6. 00 7. 00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年6月5日

3 縦覧期間

令和6年6月5日から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第191号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則 (平成9年秋田市規則第37号) 第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年6月6日

- 1 指定納付受託者に納付させる歳入
 - 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)による寄附金(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)
- 2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社カルティ	神奈川県横浜市西区高島2-	令和6年6月6日
ブ	19-12 スカイビル	

秋田市告示第192号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規 制区域 1 台
 - (2) 撤去し、保管した年月日 令和6年5月1日から同月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 令和6年6月7日から同年12月7日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を 提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者 であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497 秋田市告示第193号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月7日

- 1 送達を受ける者の住所および氏名 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和6年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第194号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年6月7日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 大巻町内会
- 2 認可年月日平成11年5月11日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 金 司 秋田市広面字谷地沖34番地3 変更後 加賀谷 誠 一 秋田市広面字谷地沖25番地2
- 4 変更年月日令和6年4月14日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第195号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 旭川小学校体育館

所在地 秋田市手形字才ノ浜63番地

対象 崖崩れ、土石流及び地滑り

収容人数 338人

2 旭川小学校グラウンド

所在地 秋田市手形字才ノ浜63番地

対象 崖崩れ、土石流及び地滑り

収容人数 2,715人

秋田市告示第196号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ	秋田市手形字山崎92番地33	令和6年5月1日
秋田手形店		节和6年3月1日
通町いわま薬局	秋田市大町一丁目2番26号	令和6年4月1日
キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F	令和6年4月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日	
中央薬局勝平店	令和6年4月12日	
矢野薬局	令和6年3月31日	
調剤薬局エンゼル	令和6年3月31日	

秋田市告示第197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を辞退したので、同法第69条第1項第3号の規定により告示する。

令和6年6月10日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	辞退年月日
147	青山薬局秋田 駅トピコ店	秋田市中通七丁目 1番2号 ステーションビル トピコ2F	株式会社トップ オブビュー 代表取締役 加賀谷 誠	令和6年 5月17日

秋田市告示第198号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和6年6月12日

課所室名	委任事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納 に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務

秋田市告示第199号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき専決 処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年6月12日

専決第34号

専 決 処 分 書

令和6年度秋田市一般会計補正予算(第1号)の件

上記の件は、次のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条 第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年4月11日

令和6年度秋田市一般会計補正予算(第1号)

令和6年度秋田市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,200千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,069,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (市債の補正)
- 第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

第 1 表 歲入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金	2	23, 473, 713	52, 800	23, 526, 513
	1 国庫負担金	19, 993, 297	52, 800	20, 046, 097
23 市債		12, 357, 600	26, 400	12, 384, 000
	1 市債	12, 357, 600	26, 400	12, 384, 000
	歳 入 合 計	143, 990, 000	79, 200	144, 069, 200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11 災害復旧費		8, 305	79, 200	87, 505
	2 公共土木施設災害復旧費	1	79, 200	79, 201
	歳 出 合 計	143, 990, 000	79, 200	144, 069, 200

第2表 市債補正

起	債	の		的。	限	度			額	起債の	貴の 利 率	償還の方法	法		
	起 惧 の	0)	P		補正前の額	補	正	額	計	方 法	不可 年		E V∕))	14
					千円			千円	千円						
公災	共害	土 木 復	施旧	設費			26	, 400	26, 400	普通貸作 又 1 証券発行	場合、利率の	の融資	他議財期縮還の場でのした。	こうこう とこう こうこう とうこう とうこう とうこう という はい とう はい とう はい かんぱい しんりょう いいしょう いんしょう いんしょう しょう いんしょう いんしょう はいいん いんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	。債るに還くに銀権。よ期は借
		計			12, 357, 600		26	, 400	12, 384, 000						

秋田市告示第200号

令和6年6月6日の「令和6年6月秋田市議会定例会」において議決を 経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年6月12日

令和6年度秋田市一般会計補正予算(第2号)

令和6年度秋田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,008,772千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,077,972千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		23, 526, 513	3, 008, 772	26, 535, 285
	2 国庫補助金	3, 402, 740	3, 008, 772	6, 411, 512
	歳 入 合 計	144, 069, 200	3, 008, 772	147, 077, 972

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	1
		千円	千円	千円
2 総務費		15, 055, 403	2, 487, 707	17, 543, 110
	1 総務管理費	13, 285, 225	2, 487, 707	15, 772, 932
3 民生費		55, 091, 211	521, 065	55, 612, 276
	1 社会福祉費	26, 121, 018	521, 065	26, 642, 083
	歳 出 合 計	144, 069, 200	3, 008, 772	147, 077, 972

秋田市告示第201号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、廃止、休止および変更したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
中通ケアプランセンター	秋田市中通五丁目 9 番22号	令和6年5月1日
通町いわま薬局	秋田市大町一丁目2番26号	令和6年4月1日
特定施設サービス付き高齢 者向け住宅ひかり	秋田市桜一丁目 9 番13号	令和6年5月1日
介護支援センターあるく	秋田市保戸野千代田町13番1号 セレクトビル2階	令和6年5月1日
秋田けやき会居宅介護支援 事業所	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	令和6年5月15日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
みんなの薬局山王	秋田市山王中園町3番3号	令和6年4月30日

3 休止

事業所名称	所 在 地	休止年月日	
介護老人保健施設かみの里	秋田市上北手百崎字二夕子沢1番 地6	令和6年5月1日	
訪問介護事業所晴ればれ	秋田市千秋北の丸4番16号	令和6年5月30日	

4 変更

	事業所名称	所 在 地	変更年月日	
ĺΗ	デイ・リハスポット	秋田市八橋本町三丁目13番17号 山王イノベーションビル101号		
11	ワンズライフ八橋	山王イノベーションビル101号	 令和 6 年 1 月 1 日	
新	デイ・リハスポット	秋田市千秋矢留町10番12号		
1771	ワンズライフ中央	/// 四 II I /// 八 田 F J I U 留 I Z 万		

秋田市告示第202号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため 送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室 に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月14日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別 別紙(省略)のとおり

秋田市告示第203号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受ける べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月14日

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書

秋田市告示第204号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書 (課税年度令和6年 賦課年度令和5年)

秋田市告示第205号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第115条の22第1項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30の規定により告示する。

令和6年6月17日

事業者の	事業所の	ま光式のまたい	₩₽° ₽ ₽ ₽	サービスの	
名 称	名 称	事業所の所在地	指定の年月日	種類	
医療法人正観会	御野場病院介護支援センター	秋田市御野場四丁目3番4号	令和6年6月15日	介護予防 支援	

秋田市告示第206号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が 請求したときは、いつでも交付する。

令和6年6月21日

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名 住所 秋田市八橋イサノ二丁目4番27号 ドリマビュー I 105 氏名 畑 山 辰 治
- 2 送達する書類納期限変更通知書 1 通

秋田市告示第207号

令和3年5月19日付けの地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の 2第10項の規定に基づく秋田市告示第177号を次のとおり訂正する。

令和6年6月21日

秋田市長 穂 積 志

を

訂正内容

3 変更があった事項およびその内容の項中

「主たる事務所の所在地

変更前 秋田市山内字藤倉145番地1

変更後 秋田市山内字藤倉189番地1

代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 銀太郎

秋田市山内字藤倉188番地

変更後 佐 藤 義 彰

秋田市山内字藤倉189番地1」

「代表者の氏名および住所

変更前 佐 藤 銀太郎

秋田市山内字藤倉188番地 に訂正する。

変更後 佐 藤 義 彰

秋田市山内字藤倉189番地1」

秋田市告示第208号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年6月21日

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所(以下「施設等」という。)の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
 - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称 秋田ヤクルト販売株式会社
 - (2) 施設等の名称 秋田ヤクルト東通センター託児所
 - (3) 施設等の所在地秋田市東通観音前13番39号
 - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類 認可外保育施設
- 2 1 に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日 令和6年4月11日

秋田市告示第209号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第1項の規定に基づき、令和6年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和6年6月24日

秋田市長 穂 積 志

1 検査対象区域、期日、時間および場所

濁川・添川・仁別 山内・旭川	0 11 0 11		午前10時から正午まで	古如土豆儿 18月 18月	
広面・柳田 下北手・太平	8月8日	木	午後1時30分から午後3時30分まで	東部市民サービスセンター	
大住・仁井田	8月9日	_	午前10時から正午まで		
御野場・御所野 四ツ小屋・上北手	8月9日	金	午後1時30分から午後3時30分まで	南部市民サービスセンター	
下浜	8月22日	木	午前10時から正午まで		
勝平・向浜	0月22日	*	午後1時30分から午後3時30分まで	西部市民サービスセンター	
新屋・浜田・豊岩	8月23日	金	午前10時から午後3時30分まで		
雄和	8月26日	月	午前10時から午後3時30分まで	雄和市民サービスセンター	
公設地方卸売市場	8月27日	火	午前9時30分から午前11時30分まで	秋田市公設地方卸売市場	
寺内	9月2日	月	午前10時から正午まで		
将軍野・土崎港(東)	97,21	7	午後1時30分から午後3時30分まで		
土崎港(西・南・北)	9月3日	火	午前10時から正午まで		
外旭川	9/13/1	八	午後1時30分から午後3時30分まで	北部市民サービスセンター	
土崎港(中央・相染)	9月5日	木	午前10時から午後3時30分まで		
金足・下新城・上新城	9月6日		午前10時から正午まで		
飯島	9月0日	金	午後1時30分から午後3時30分まで		
河辺	9月9日	月	午前10時から午後3時30分まで	河辺総合福祉交流センター	

2 検査対象特定計量器は、非自動はかりおよび分銅とする。

- 3 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、令和6年9月12日から同年 11月29日までとする。
- 4 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 5 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項に定めるものとする。
- 6 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人 秋田県計量協会とする。

秋田市告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年6月25日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指定年月日
20	ハートケアクリニックおおまち	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2 階A号室		令和6年 7月1日

秋田市告示第211号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、 秋田市新屋ガラス工房作品の販売に係る収入金の徴収事務を次のとおり委 託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および所在地 秋田空港ターミナルビル株式会社 秋田市雄和椿川字山籠49番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入 ガラス作品等売払収入
- 3 指定日および契約日 令和6年6月24日

秋田市告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年6月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類:薬局

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指定年月日
275	みんなの薬局山王	秋田市山王中園町 3番3号	株式会社ミルキー ファーマシー 代表取締役 松 山 喜 範	令和6年 7月1日

秋田市教委告示第10号

令和6年6月27日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年6月25日

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

秋市選管告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和6年6月3日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,135人
- 2 6分の1の数 42,785人
- 3 3分の1の数 85,570人

秋市選管告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定に基づき、令和6年9月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

令和6年6月3日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和6年9月2日

秋田市農委告示第11号

令和6年6月14日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年6月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画(令和6年度第3号計画)に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第18号

水道法 (昭和32年法律第177号) 第25条の7の規定に基づき秋田市指定 給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例 施行規程 (昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号) 第8条の3第4号 の規定により告示する。

令和6年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者				所在地	廃止年月日
有限会社八田工	八田義雄		雄	秋田市太平八田字	令和6年5月31日	
務店				藤ノ崎171番地		

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

令和6年6月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者				所在地	廃止年月日
有限会社八田工	八	八田義雄		雄	秋田市太平八田字	令和6年5月31日
務店					藤ノ崎171番地	

秋田市上下水道局告示第20号

水道法 (昭和32年法律第177号) 第25条の7の規定に基づき秋田市指定 給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例 施行規程 (昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号) 第8条の3第4号 の規定により告示する。

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者				所在地	廃止年月日
純設備工業	武石純悦		悦	秋田市新屋田尻沢	令和6年6月13日	
					中町 6 番27号	

秋田市上下水道局告示第21号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者				所在地	廃止年月日
純設備工業	武石純悦		悦	秋田市新屋田尻沢	令和6年6月13日	
				中町 6 番27号		

秋田市上下水道局告示第22号

水道法 (昭和32年法律第177号) 第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程 (昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号) 第8条の3第1号の規定により告示する。

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者				所在地	指定年月日
純設備工業株式	武	石	純	悦	秋田市新屋朝日町	令和6年6月14日
会社					12番25号	

秋田市上下水道局告示第23号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第1号の規定により告示する。

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者				所在地	指定年月日
純設備工業株式	武	石	純	悦	秋田市新屋朝日町	令和6年6月14日
会社					12番25号	

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車 等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和6年6月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数 (93台)
 - ア 追分駅東自転車等駐車場 13台
 - イ 土崎駅前自転車等駐車場 18台
 - ウ 土崎図書館前自転車等駐車場 9台
 - 工 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 11台
 - 才 新屋駅前自転車等駐車場 16台
 - カ 牛島駅西自転車等駐車場 1台
 - キ 牛島駅東自転車等駐車場 5台
 - ク 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台
 - ケ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 3台
 - コ 泉駅前広場第一自転車等駐車場 5台
 - サ 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 1台
 - シ 秋田駅東自転車等駐車場 8台
 - (2) 撤去し、保管した年月日令和6年5月28日
 - (3) 防犯登録番号等 別紙(省略)のとおり
 - (4) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前9時から午後5時まで
 - イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年6月5日から同年12月5日まで(ただし、土曜日、日曜日 および国民の祝日を除く。)

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告 する。

令和6年6月5日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所 在 地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野地蔵田二丁目6番10	雑種地	252. 35 m²	9,312,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の 成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行すること を妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 3 入札の場所および日時
 - (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-A
 - (2) 入札 令和6年7月5日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

- (3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得および契約条項を示す場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札 金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付す ること。
 - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上) の納付に充当することができる。
 - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
 - (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。
- 6 入札無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者の した入札
 - (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、 もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
 - (8) 郵送による入札
 - (9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- 7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売 買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を 納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない(入札参加者は事前に確認すること。)。

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により、令和6年2月8日付け秋田市指令第944号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年6月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けたものの住所および氏名 秋田市広面字蓮沼104番地 1 クリーンセラミックビル 2 階 医療法人ももとせ 理事長 佐 藤 直 大
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 秋田市広面字近藤堰越33番1および34番1

秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)第32条の規定に基づき、令和5年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

	開示							
実施機関	請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応 答拒否	取下げ	却下
市長	140	80	53	2	4	0	1	0
教育委員会	59	32	16	0	17	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	О	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 查委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管 理者	37	27	9	0	1	0	0	0
消防長	8	4	4	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法 人市立秋田総合 病院	5	0	5	0	0	0	0	0
公立大学法人秋 田公立美術大学	1	1	0	0	0	0	0	0
計	250	144	87	2	22	0	1	О

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求 件数と処理件数が一致しない。

- 2 審査請求および実施機関による裁決の処理状況
 - (1) 審查請求件数 3件
 - (2) 実施機関による裁決の件数 0件

秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年秋田市条例第32号)第10条の規定に基づき、令和5年度の運用状況を次のとおり公表する。

令和6年6月7日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

	開示			決定内] 容			
実施機関	請求件数	開示	部分開示	不開示	不存在	存否応 答拒否	取下げ	却下
市長	15	10	4	0	2	0	0	0
教育委員会	3	1	2	0	2	0	0	0
選挙管理委員会	О	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	О	О	0	0	0	0	0
農業委員会	0	О	О	0	0	0	0	0
固定資産評価審 查委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	1	0	1	0	0	0	0	0
消防長	0	О	О	0	0	0	0	0
議会	0	О	О	0	0	0	0	0
地方独立行政法 人市立秋田総合 病院	20	20	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋 田公立美術大学	1	1	0	0	0	0	0	0
計	40	32	7	0	4	0	0	0

なお、1件の請求に対して2つの決定をした案件があったため、請求 件数と処理件数が一致しない。

- 2 訂正請求および利用停止請求の処理状況
 - (1) 訂正請求件数 0件
 - (2) 利用停止請求件数 0件
- 3 審査請求および実施機関による裁決の処理状況
 - (1) 審査請求件数 0件
 - (2) 実施機関による裁決の件数 1件

市有地の売払いについて次のとおり建物解体条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年6月19日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

土地 (建物解体条件付)

物件番号	所 在 地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市将軍野東一丁目7番2	宅地	145. 19 m²	2,300,000円

解体撤去の対象となる建物

施設名称	構造	延床面積	建築年
旧将軍野児童館	木造2階建	$168.48\mathrm{m}^2$	昭和49年
		※床面積は秋田市の財産台帳の面積	

その他詳細については、別紙「売払物件調書」(省略)のとおり

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団ならびに同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の 成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行すること

を妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- 3 入札の場所および日時
 - (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階 会議室6-A
 - (2) 入札 令和6年8月2日(金)午前10時(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
 - (3) 開札 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得および契約条項を示す場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札 金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付す ること。
 - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上) の納付に充当することができる。
 - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、 入札保証金は市に帰属する。
 - (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。
- 6 入札無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者の した入札
 - (5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - (6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
 - (7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、 もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札
 - (8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる 入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売 買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後14日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明は希望者のみ実施する。希望する場合は、令和6年7月12日 (金)まで、秋田市総務部財産管理活用課(電話018-888-5439)に問い合わせること。

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により、令和6年4月5日付け秋田市指令第3645号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年6月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市仁井田字新中島964番地 有限会社武田架設工業 代表取締役 武 田 潤
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市豊岩石田坂字九十田1番10の内および1番61の内

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により、令和6年5月21日付け秋田市指令第4384号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年6月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市雄和新波字本屋敷114番地3 工 藤 龍 司 秋田市雄和新波字本屋敷114番地3
 - 工藤悠太
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市仁井田字大野622番3

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(令和6年度第3号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類
 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年6月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類農用地利用集積等促進計画
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年6月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹 田 賢 一 住 所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地名 称 イオン秋田中央店所在地 秋田県秋田市楢山川口境62番7 外7筆
- (3) 変更した事項

ア 建物設置者の代表者氏名

変更前 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅 田 圭

変更後 みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹 田 賢 一 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住 所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア 令和6年4月1日

イ 令和6年5月13日

(5) 変更理由

ア 建物設置者の代表者氏名に変更が生じたため

イ 小売業者の入替により変更が生じたため

2 届出年月日

令和6年6月13日

- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年6月26日から同年10月26日まで。ただし、土曜日、日曜日 および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

財政報告書の作成および公表に関する条例(平成7年秋田市条例第48号)第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和6年6月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市の財政

令和6年6月

上 次

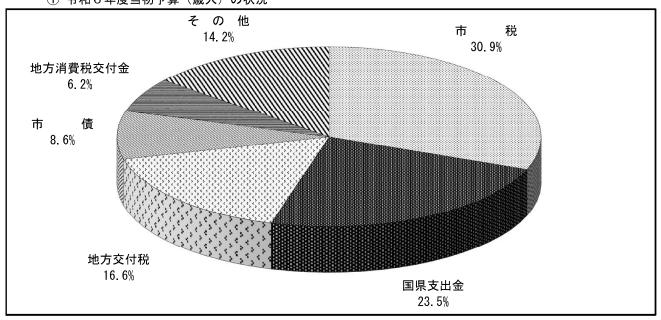
Ι	令和6年度当初予算の状況	1
	1 歳入 ■ 歳出予算の状況	2
	(1) 一般会計	2
	(2) 特別会計	5
	2 住民負担の状況	5
	3 公営事業の概況	6
П	令和5年度下半期の執行状況	19
	1 収入および支出の概況	20
	(1) 一般会計	20
	(2) 特別会計	21
	2 一時借入金の現在高(一般会計、特別会計)	21
	3 財産の状況	22
	4 地方債現在高の状況(見込)	23
	5 公営事業の経理の概況	24
	(1) 秋田市水道事業の経理の状況	24
	(2) 秋田市下水道事業の経理の状況	26
	(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況	28

I 令和6年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

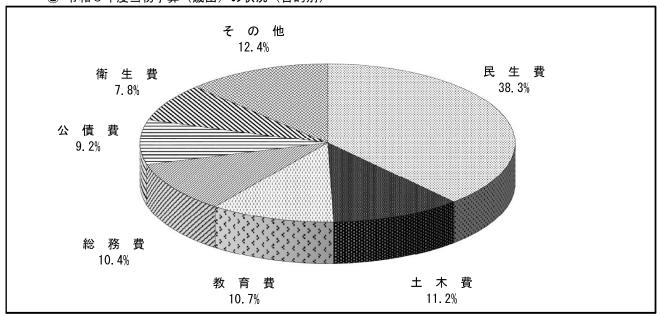
① 令和6年度当初予算 (歳入)の状況



(単位:千円、%)

	o # ÷			ı		: 十円、%)
区分	6 年度		5 年度		比較増減	増減率
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	
市税	44, 444, 513	30. 9	43, 820, 020	31. 1	624, 493	1. 4
地 方 譲 与 税	1, 197, 507	0.8	1, 092, 075	0.8	105, 432	9. 7
利 子 割 交 付 金	10, 036	0.0	12, 755	0.0	$\triangle 2,719$	△21. 3
配当割交付金	141, 861	0. 1	141,861	0. 1	0	0.0
株式等譲渡所得割交付金	160, 374	0. 1	160, 374	0.1	0	0.0
法人事業税交付金	618, 015	0.4	583, 965	0.4	34, 050	5. 8
地 方 消 費 税 交 付 金	8, 935, 032	6. 2	8, 998, 019	6. 4	△62, 987	△0. 7
ゴルフ場利用税交付金	53, 394	0.0	56, 162	0.0	△2, 768	△4. 9
環境性能割交付金	61, 463	0.1	53, 958	0.0	7, 505	13. 9
国有提供施設等所在市助成交付金	2, 911	0.0	3, 009	0.0	△98	$\triangle 3.3$
地 方 特 例 交 付 金	1, 584, 960	1. 1	331, 375	0. 2	1, 253, 585	378. 3
地 方 交 付 税	23, 972, 000	16.6	21, 767, 000	15. 4	2, 205, 000	10. 1
うち普通交付税)	(22, 472, 000)		20, 267, 000			
し 特別交付税 J	1,500,000		1,500,000			
交通安全対策特別交付金	61,000	0. 1	63, 000	0.1	△2,000	△3. 2
分 担 金 及 び 負 担 金	421,632	0.3	447, 021	0.3	△25, 389	△5. 7
使 用 料 及 び 手 数 料	2, 285, 452	1.6	2, 230, 744	1.6	54, 708	2. 5
国 庫 支 出 金	23, 473, 713	16. 3	23, 487, 714	16. 7	△14, 001	△0.1
県 支 出 金	10, 366, 755	7. 2	10, 346, 158	7. 3	20, 597	0.2
財 産 収 入	185, 562	0. 1	188, 179	0.1	$\triangle 2,617$	△1.4
寄 附 金	474, 913	0.3	602, 895	0.4	△127 , 982	△21. 2
繰 入 金	4, 339, 007	3. 0	4, 358, 676	3. 1	△19, 669	△0. 5
繰越金	700, 000	0.5	700, 000	0. 5	0	0.0
諸 収 入	8, 142, 300	5. 7	8, 286, 140	5. 9	△143, 840	△1. 7
市 債	12, 357, 600	8.6	13, 338, 900	9. 5	△981, 300	△7. 4
合 計	143, 990, 000	100.0	141, 070, 000	100.0	2, 920, 000	2. 1

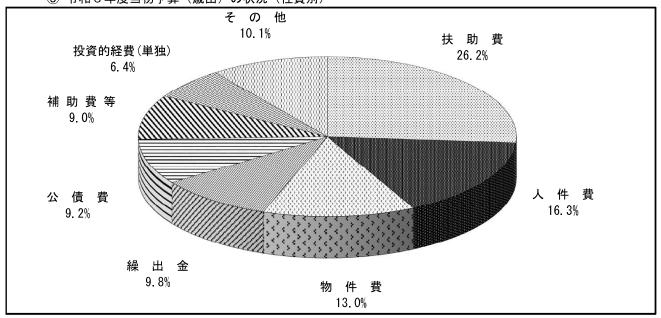
② 令和6年度当初予算(歳出)の状況(目的別)



(単位:千円、%)

				6 年度		5 年度		比較増減	
	区	7	प्र े	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) – (B)	増減率
議	垒	È	費	660, 274	0.5	665, 151	0.5	△4 , 877	△0. 7
総	彩	F	費	15, 055, 403	10. 4	13, 706, 726	9. 7	1, 348, 677	9.8
民	刍	<u>=</u>	費	55, 091, 211	38. 3	53, 847, 311	38. 2	1, 243, 900	2. 3
衛	<u>4</u>	<u> </u>	費	11, 185, 687	7.8	12, 206, 006	8. 7	△1, 020, 319	△8. 4
労	偅	th	費	579, 599	0.4	607, 676	0.4	△28, 077	$\triangle 4.6$
農	林 水	産 :	業費	2, 634, 092	1.8	2, 938, 914	2. 1	△304, 822	△10. 4
商	ت ۔	=	費	9, 246, 490	6. 4	9, 076, 525	6. 4	169, 965	1.9
±	7	ς	費	16, 115, 568	11.2	16, 273, 926	11.5	△158, 358	$\triangle 1.0$
消	ß	5	費	4, 622, 876	3. 2	4, 436, 395	3. 1	186, 481	4. 2
教	Ž F	Ĩ	費	15, 402, 936	10. 7	14, 193, 262	10. 1	1, 209, 674	8. 5
災	害	夏 旧	費	8, 305	0.0	5	0.0	8, 300	殆増
公	債	Ę	費	13, 287, 558	9. 2	13, 018, 102	9. 2	269, 456	2. 1
諸	支	出	金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予	仿	± Ħ	費	100, 000	0. 1	100, 000	0. 1	0	0.0
	合		計	143, 990, 000	100.0	141, 070, 000	100.0	2, 920, 000	2. 1

③ 令和6年度当初予算(歳出)の状況(性質別)



(単位:千円、%)

						<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		6 年度		5 年度		比較増減	1#11 /0/
		区				分		当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	増減率
	人			件			費	23, 478, 932	16. 3	22, 091, 965	15. 7	1, 386, 967	6. 3
١	物			件			費	18, 660, 323	13. 0	17, 671, 693	12. 5	988, 630	5. 6
7	維	7	诗	補		修	費	1, 727, 874	1. 2	1, 815, 374	1. 3	△87, 500	△4.8
1	扶			助			費	37, 640, 183	26. 2	36, 854, 674	26. 1	785, 509	2. 1
1	補		助		費		等	12, 972, 116	9. 0	12, 399, 227	8.8	572, 889	4. 6
消		費	的	i	経	費	計	94, 479, 428	65. 7	90, 832, 933	64. 4	3, 646, 495	4. 0
i	補		助		事		業	3, 807, 009	2.6	4, 017, 263	2.8	△210, 254	△5. 2
j	単		独		事		業	9, 146, 907	6. 4	10, 954, 179	7.8	$\triangle 1, 807, 272$	△16. 5
ļ [杲	営	事	業	負	担	金	319, 043	0.2	287, 905	0.2	31, 138	10.8
]	災	害	徝	夏	旧	事	業	8, 305	0.0	5	0.0	8, 300	殆 増
投		資	的	i	経	費	計	13, 281, 264	9. 2	15, 259, 352	10.8	△1, 978, 088	△13. 0
公				債			費	13, 287, 558	9. 2	13, 018, 102	9. 2	269, 456	2. 1
積				立			金	237, 220	0.2	238, 816	0.2	$\triangle 1,596$	△0. 7
投	Ì	資	及	び	出	資	金	1, 752, 338	1.2	1, 030, 175	0.7	722, 163	70. 1
貸				付			金	6, 775, 695	4. 7	6, 855, 295	4. 9	△79, 600	$\triangle 1.2$
繰				出			金	14, 176, 497	9.8	13, 835, 327	9.8	341, 170	2. 5
		合				計		143, 990, 000	100.0	141, 070, 000	100.0	2, 920, 000	2. 1

(2) 特別会計

(単位:千円、%)

Б. /\	6年度	5年度	比較増減	描述表
区 分 【	当初予算(A)	当初予算(B)	(A) – (B)	増減率
土 地 区 画 整 理 会 計	2, 221, 474	1, 898, 234	323, 240	17. 0
市 有 林 会 計	241, 239	255, 400	△14 , 161	△5. 5
市 営 墓 地 会 計	89, 556	192, 146	$\triangle 102,590$	△53. 4
中 央 卸 売 市 場 会 計	_	91, 152	$\triangle 91, 152$	皆減
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	605, 810	461, 791	144, 019	31. 2
大 森 山 動 物 園 会 計	528, 433	484, 540	43, 893	9. 1
廃 棄 物 発 電 会 計	347, 999	300, 887	47, 112	15. 7
病院事業債管理会計	2, 117, 432	1, 465, 854	651, 578	44. 5
学 校 給 食 費 会 計	1, 444, 853	1, 326, 754	118, 099	8. 9
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	29, 733, 584	30, 620, 240	△886, 656	△2.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	62, 493	66, 919	△4, 426	△6. 6
介 護 保 険 事 業 会 計	31, 812, 124	31, 314, 259	497, 865	1. 6
後期高齢者医療事業会計	4, 610, 788	4, 266, 384	344, 404	8.1
合 計	73, 815, 785	72, 744, 560	1, 071, 225	1. 5

2 住民負担の状況

令和6年度当初予算における住民負担の状況

(単位:円、%)

						6 年	度	5	年	度	比較
	区		分		一人	当たり	構成比	一人当た	Ŋ	構成比	増 減
					負 担	額(A)	件火儿	負 担 額	į (B)	件八儿	(A) - (B)
市		民		税		67, 125	44. 6	60	6, 043	45. 0	1, 082
	個			人		53, 628	35. 6	5:	3, 448	36. 4	180
	法			人		13, 497	9. 0	1:	2, 595	8. 6	902
固	定	資	産	税		67, 350	44. 7	6	5, 096	44. 4	2, 254
	固 定	資	産	税		66, 664	44. 3	64	4, 414	43. 9	2, 250
	国有資産	等所	在市交	付金		686	0. 4		682	0.5	4
軽	自	動	車	税		3, 226	2. 1	;	3, 094	2. 1	132
	環境	性	能	割		272	0. 2		281	0. 2	$\triangle 9$
	種	別		割		2, 954	1. 9		2, 813	1.9	141
市	<i>t</i> =	ば	J	税		7, 617	5. 1	,	7, 322	5. 0	295
鉱		産		税		15	0.0		12	0.0	3
入		湯		税		158	0. 1		150	0. 1	8
事	業		所	税		5, 135	3. 4		5,041	3. 4	94
	合		計			150, 626	100.0	140	6, 758	100.0	3, 868

3 公営事業の概況

令和6年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 150,162戸

(2) 年 間 総 配 水 量 32,991,243 m³

(3) 一日平均配水量 90,387㎡

(4) 主要な建設改良事業

(1) 配水管整備

 配
 水
 管
 布
 設
 1,410 m

 配
 水
 管
 布
 設
 替
 等
 18,790 m

配 水 幹 線 整 備

 $370\,\mathrm{m}$

(口) 施 設 改 良

仁 井 田 浄 水 場 等 整 備 一式

豊岩浄水場沈澱池傾斜板更新 一式

松渕浄水場動力計装盤等更新 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 水 道 事 業 収 益 7,651,183千円

第1項 営 業 収 益 6,919,392千円

第 2 項 営 業 外 収 益 731,789千円

 支出

第1款 水道事業費用 7,360,251千円 7,011,800千円 費 第1項 営 業 用 第2項 営 業外 費 用 345,551千円 第 3 項 損 1,100千円 特 別 失 第4項 備 費 予 1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,949,057千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額251,844千円、建設改良積立金628,580千円及び過年度分損益勘定留保資金3,068,633千円で補てんするものとする。)。

	収	入	
第1款 資	本 的 収 入		7,891,161千円
第1項	企業	債	6,631,900千円
第2項	出資	金	744,470千円
第3項	補助	金	68,320千円
第4項	固定資産売却代	金	1千円
第5項	負担金及び寄附	金	446,470千円
	支	出	
第1款 資	本 的 支 出		11,840,218千円
第1項	建設改良	費	10,378,944千円
第2項	企業債償還	金	1,461,274千円
₩ %			

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項 事業名 総 額 年 度 年 割 額 豊 岩 幹 線 配 水 管 整 備 工 事 1 資本的 1 建 設 支 出 改良費 570,000千円 令和6年度 150,000千円 令和7年度 190,000千円 令和8年度 230,000千円 (債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項期間限度額

老 朽 給 水 管 解 消 に 係 る 資 金 融 資 令和 6 年度から11年度まで 839千円 あっせん利子補給

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の とおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限 度 額 6,631,900千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる 場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次 のとおりと定める。
 - (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費 の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合 は、議会の議決を経なければならない。 (1) 職 員 給 与 費

1,000,822千円

(2) 交 際 費

50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,540千円である。 (利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち24,582千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利 益 積 立 金

24,582千円

数

量

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類 名 称

1 取得する資産

車 両 運 搬 具 給 水 車 1 台

工具、器具及び備品 液体クロマトグラフ — 式 質 量 分 析 計

令和6年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数 126,871戸

(2) 年間総処理水量 34,972,148㎡

(3) 一日平均処理水量 95,814㎡

(4) 主要な建設改良事業

(1) 管 渠 建 設

管 渠 布 設 2,170m管 渠 改 築 等 6,650mマンホールポンプ施設整備 13施設

(p) ポンプ場建設

古 川 雨 水 排 水 ポ ン プ 場 整 備 一式 川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新 一式 土崎汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新 一式 汚水中継ポンプ場監視制御設備更新 一式 広 面 汚 水 中 継 ポ ン プ 場 災 害 復 旧 一式

(ハ) 処理場建設

仁別浄化センターNo.1最終沈澱池汚泥掻 寄機 減速 機 更 新 一式

(二) 特定環境保全公共下水道

管 渠 布 設 2,240m管 渠 移 設 180mマンホールポンプ施設整備 5施設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収		入	
第1款	下 水	道事業	美収益			10,679,731千円
第 1	項	営 業	収	益		7,362,316千円
第 2	2 項	営 業	外 収	益		3,317,413千円
第3	項	特別	利	益		2千円
			支		出	
第1款	下水	道事業	美費 用			10,537,340千円
第 1	項	営 業	費	用		9,876,739千円
第 2	2 項	営 業	外 費	用		656,550千円
第3	3 項	特 別	損	失		1,501千円
第 4	項	予	備	費		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,286,489千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132,899千円、減債積立金48,042千円、過年度分損益勘定留保資金1,990,679千円及び当年度分損益勘定留保資金2,114,869千円で補てんするものとする。)。

	収	入	
第1款 資	本 的 収 入		9,618,476千円
第1項	企業	債	5,544,100千円
第2項	出資	金	894,488千円
第3項	補助	金	3,130,327千円
第4項	負 担	金	49,560千円
第5項	固定資産売却代	金	1千円
	支	出	
第1款 資	本 的 支 出		13,904,965千円
第1項	建設改良	費	8,732,011千円
第2項	企業債償還	金	5,172,954千円

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

総 款 項 事業名 額 年 度 年 割額 1資本的 1建 設 汚水中継ポンプ場 430,000千円 令和6年度 10,000千円 改良費 監視制御設備 令和7年度 230,000千円 新事 令和8年度 190,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の とおりと定める。

事 項 期 間 限度 額 下水道管路維持管理 令和6年度から8年度まで 678,594千円 包括業務委託 水洗便所改造 令和6年度から12年度まで 1,026千円 資 金 利 子 補 給 水洗便所改造 令和6年度から12年度まで 1,750千円 資 金 損 失 補 償

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の とおりと定める。

起債の目的 建設改良費及び企業債償還金

限度額 5,544,100千円

起債の方法 証書借入

5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる 利 率 場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率)

政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他 償還の方法 の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次 のとおりと定める。
 - (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費 の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合 は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

589,069千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,239,993千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第12条 当年度未処分利益剰余金のうち9,492千円は、次のとおり処分するものと定める。
 - (1) 減 債 積 立 金

9,492千円

令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

 (農業集落排水) (個別排水処理) (
 計
)

 (1) 排 水 戸 数
 1,481戸
 230戸
 1,711戸

 (2) 年間総処理水量
 489,898㎡
 49,541㎡
 539,439㎡

- (3) 一日平均処理水量 1,342 m 136 m 1,478 m
- (4) 主要な建設改良事業
 - (1) 農業集落排水建設改良

マンホールポンプ施設等整備6 施設管渠移設等310 m

(口) 個別排水処理施設建設

净化槽設置 5 基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 農業集落排水事業収益 442,982千円 第1項 営 業 収 益 50,541千円 第2項 営業外収益 392,440千円 第3項 特 別 利 益 1千円 第2款 個別排水処理事業収益 35,488千円 第1項 営 業 収 8,206千円 第2項 営業外収益 27,280千円 第3項 特 別 利 益 2千円 支 出

第1款	農業	集落排	水事業費	用	441,513千円
第 1	項	営業	費	用	422,607千円
第 2	項	営 業	外 費	用	18,356千円
第3	項	特 別	損	失	50千円
第4	項	予	備	費	500千円
第2款	個別	排水処:	理事業費	州	36,420千円
第 1	項	営業	費	用	34,769千円
第 1 第 2		営 業 営 業	, ,	用 用	34,769千円 1,549千円
	項		外費		·

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額126,865千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額537千円及び過年度分損益勘定留保資金126,328千円で補てんするものとする。)。

					収			入	
第1款		農業	集落	排力	水事	業資	本的収入		143,214千円
第	育 1	項	企		業		債		49,900千円
第	育 2	項	出		資		金		52,024千円
第	育 3	項	負		担		金		40,000千円
第	育 4	項	基	金	繰	入	金		1,290千円
第 2 款		個別	排水	、処∄	里事	業資	本的収入		19,473千円
第	育 1	項	企		業		債		6,200千円
第	育 2	項	出		資		金		11,346千円
第	育 3	項	補		助		金		1,442千円
第	育 4	項	負		担		金		485千円

支 出

第 1 款 農業集落排水事業資本的支出
第 1 項 建 設 改 良 費
第 2 項 企 業 債 償 還 金
第 3 項 投 資
第 2 款 個別排水処理事業資本的支出
第 1 項 建 設 改 良 費
第 1 項 建 設 改 良 費
第 2 項 企 業 債 償 還 金
9,528千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項期間限度額 下水道管路維持管理: 令和6年度から8年度まで 18,657千円 水道管路務 委託 令和6年度から12年度まで 124千円 水資(農業集所子排水) 令和6年度から12年度まで 210千円 水資(農業作列集 改補水) 令和6年度から12年度まで 210千円 水資(農業所子水 改補理) 令和6年度から12年度まで 206千円 水資(個別排水 改補理) 令和6年度から12年度まで 350千円 水資(個別排水 改補理) 令和6年度から12年度まで 350千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次の とおりと定める。

起債の目的 建設改良費

限 度 額 56,100千円

起債の方法 証書借入

利 率 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費 の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合 は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

37,987千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、296,866千円である。

Ⅱ 令和5年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(令和6年3月31日現在) (単位:千円、%)

	区			分			予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収入率 (D)/(A)
市					Ŧ	兑	43, 420, 222	23, 197, 335	17, 788, 763	40, 986, 098	94. 4
地	方	譲	Ę	与	Ŧ	兑	1, 108, 391	346, 915	749, 632	1, 096, 547	98. 9
利	子	割	交	作	寸 🕏	金	10, 036	6, 307	4, 262	10, 569	105.3
配	当	割	交	作	寸 🕏	金	103, 959	22, 160	94, 311	116, 471	112.0
株	式 等 譲	渡 所	待	割る	を付る	金	160, 374	_	156, 464	156, 464	97.6
法	人事	業	税	交	付金	金	581, 756	301, 378	289, 833	591, 211	101.6
地	方 消	費	税	交	付金	순	8, 998, 019	4, 573, 223	3, 599, 553	8, 172, 776	90.8
ゴ	ル フ 場	計利	用	税交	付金	金	53, 394	17, 610	35, 012	52, 622	98.6
環	境 性	能	割	交	付金	金	61, 463	20, 144	41, 932	62, 076	101.0
国有	有提 供 施 詞	殳 等 所	在市	15 助 成	艾交付:	金	3, 009	-	2, 911	2, 911	96. 7
地	方 特	F 例]	交	付 🕄	金	345, 345	313, 376	32, 481	345, 857	100.1
地	方	交		付	Ŧ	兑	24, 070, 072	15, 454, 894	9, 443, 987	24, 898, 881	103.4
交	通安全	対策	特	別る	を付金	金	63, 000	27, 090	24, 781	51, 871	82.3
分	担金	及	び	負	担金	金	459, 764	122, 023	185, 029	307, 052	66.8
使	用料	及	び	手	数 #	纠	2, 249, 583	1, 034, 259	936, 301	1, 970, 560	87.6
国	庫	支	.	出	<u> </u>	金	36, 479, 916	7, 438, 488	22, 462, 397	29, 900, 885	82.0
県	支		ļ	出	<u> </u>	金	13, 162, 809	1, 678, 276	5, 502, 566	7, 180, 842	54. 6
財	産		J	収	7	٦	237, 160	162, 590	74, 438	237, 028	99. 9
寄		附	t		3	金	757, 483	202, 438	319, 326	521, 764	68. 9
繰		入			3	金	7, 050, 867	-	5, 799, 598	5, 799, 598	82.3
繰		越	<u></u>		3	金	2, 223, 592	2, 223, 592	_	2, 223, 592	100.0
諸		収	ι		7	λ.	8, 369, 549	345, 105	7, 211, 474	7, 556, 579	90.3
市					ſ	責	19, 892, 600	_	3, 100, 400	3, 100, 400	15.6
	合				計		169, 862, 363	57, 487, 203	77, 855, 451	135, 342, 654	79. 7

[※]前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和6年3月31日現在) (単位:千円、%)

					HO 07101H		1 1 1 7 70 7
	区	分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支出率 (D)/(A)
議	会	費	662, 297	362, 440	290, 877	653, 317	98.6
総	務	費	16, 146, 610	6, 143, 980	8, 002, 681	14, 146, 661	87. 6
民	生	費	63, 418, 623	21, 283, 326	31, 514, 777	52, 798, 103	83. 3
衛	生	費	17, 575, 845	4, 771, 269	5, 537, 574	10, 308, 843	58. 7
労	働	費	603, 294	363, 654	202, 252	565, 906	93.8
農	林 水 産	業費	4, 282, 071	867, 937	2, 138, 651	3, 006, 588	70. 2
商	エ	費	9, 479, 502	7, 115, 784	1, 104, 137	8, 219, 921	86.7
土	木	費	20, 790, 797	5, 985, 492	6, 645, 552	12, 631, 044	60.8
消	防	費	4, 445, 445	2, 096, 505	2, 027, 543	4, 124, 048	92.8
教	育	費	16, 800, 964	6, 363, 461	6, 301, 364	12, 664, 825	75. 4
災	害 復	旧 費	2, 711, 540	149, 446	824, 141	973, 587	35. 9
公	債	費	12, 912, 378	5, 989, 427	6, 546, 498	12, 535, 925	97. 1
諸	支	出 金	1	-	_	_	0.0
予	備	費	32, 996	_	_	_	0.0
	合	計	169, 862, 363	61, 492, 721	71, 136, 047	132, 628, 768	78. 1

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(令和6年3月31日現在) (単位:千円、%)

区分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D) = (B) + (C)	収入率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3, 144, 628	303, 214	1, 556, 290	1, 859, 504	59. 1
市 有 林 会 計	263, 339	16, 068	53, 283	69, 351	26. 3
市 営 墓 地 会 計	170, 843	54, 925	117, 825	172, 750	101. 1
中 央 卸 売 市 場 会 計	95, 867	13, 090	28, 446	41, 536	43. 3
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	502, 956	126, 660	185, 586	312, 246	62. 1
大森山動物園会計	513, 593	67, 602	218, 286	285, 888	55. 7
廃 棄 物 発 電 会 計	495, 434	269, 713	174, 099	443, 812	89. 6
病院事業債管理会計	1, 633, 154	218, 319	967, 581	1, 185, 900	72.6
学校給食費会計	1, 424, 757	374, 805	699, 200	1, 074, 005	75. 4
国民健康保険事業会計	30, 603, 098	12, 752, 237	16, 238, 742	28, 990, 979	94. 7
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66, 919	65, 181	12, 668	77, 849	116. 3
介 護 保 険 事 業 会 計	32, 365, 902	14, 852, 453	13, 699, 918	28, 552, 371	88. 2
後期高齢者医療事業会計	4, 288, 843	1, 560, 130	2, 713, 242	4, 273, 372	99. 6
合 計	75, 569, 333	30, 674, 397	36, 665, 166	67, 339, 563	89. 1

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(令和6年3月31日現在) (単位:千円、%)

		V 1:	HO 0/101H		111/ /0/
区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D) = (B) + (C)	支出率 (D)/(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3, 144, 628	625, 834	1, 548, 459	2, 174, 293	69. 1
市 有 林 会 計	263, 339	150, 007	61, 223	211, 230	80. 2
市 営 墓 地 会 計	170, 843	62, 800	90, 919	153, 719	90.0
中 央 卸 売 市 場 会 計	95, 867	46, 511	37, 495	84, 006	87.6
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	502, 956	205, 840	178, 531	384, 371	76. 4
大森山動物園会計	513, 593	218, 162	237, 211	455, 373	88.7
廃 棄 物 発 電 会 計	495, 434	14, 294	452, 759	467, 053	94. 3
病院事業債管理会計	1, 633, 154	218, 319	967, 581	1, 185, 900	72.6
学校給食費会計	1, 424, 757	659, 238	756, 474	1, 415, 712	99. 4
国民健康保険事業会計	30, 603, 098	11, 528, 383	16, 643, 162	28, 171, 545	92. 1
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	66, 919	32, 680	4, 580	37, 260	55. 7
介 護 保 険 事 業 会 計	32, 365, 902	13, 064, 469	16, 157, 073	29, 221, 542	90.3
後期高齢者医療事業会計	4, 288, 843	1, 447, 665	2, 325, 430	3, 773, 095	88.0
合 計	75, 569, 333	28, 274, 202	39, 460, 897	67, 735, 099	89. 6

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高(一般会計、特別会計)

令和6年3月31日現在、一時借入金の現在高 なし

3 財産の状況

(令和6年3月31日現在)

土地及び建物

(単位: m²)

(単位: m²)

	区分		土 地 建 分		<u> </u>	物			
				4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
行	政	財	産	10, 767, 474. 75	27, 607. 42	10, 795, 082. 17	1, 108, 357. 44	△17, 975. 61	1, 090, 381. 83
普	通	財	産	32, 142, 128. 27	78, 347. 33	32, 220, 475. 60	20, 323. 98	17, 942. 20	38, 266. 18
	合	計		42, 909, 603. 02	105, 954. 75	43, 015, 557. 77	1, 128, 681. 42	△33. 41	1, 128, 648. 01

山 林

(単位: m²)

(単位: m³)

				(+ ±, m)			(十)5.111/
	土地の	面	積		立っ	トの推定蓄利	責 量
	権利区分	4年度末現在高	度末現在高 5年度中増減高 5年度末現在		4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
所	有	10, 186, 725. 03	1	10, 186, 725. 03	772, 530. 00	29, 783. 00	802, 313. 00
分	収	7, 001, 850. 00	I	7, 001, 850. 00	37, 102. 00	762. 00	37, 864. 00
	合 計	17, 188, 575. 03	-	17, 188, 575. 03	809, 632. 00	30, 545. 00	840, 177. 00

物 権

(単位: m²)

	区		分		4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
地		上	材	霍	80, 247. 61	-	80, 247. 61

無体財産権

(単位:件)

	区	分		4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
商	桐	票	権	9	_	9

有 価 証 券

(単位:千円)

	区	分	4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
株		券	364, 474	_	364, 474

出資による権利

(単位:千円)

	区	分		4年度末現在高	5年度中増減高	5年度末現在高
出	資	証	券	8, 371, 120	△ 5,000	8, 366, 120
出	捐金	金 証	書	986, 797	△ 387	986, 410

4 地方債現在高の状況(見込)

(単位:千円)

	会	計		4年度末現在高	5年度中均	曽減額見込	5 年度末現在高見込
	五	ĀI		4 并及不况任同	市債借入額	元金償還額	3 平皮木坑任同兄匹
_	般	会	計	144, 005, 782	13, 121, 600	12, 316, 575	144, 810, 807
市	有	林 会	計	1, 074, 556	ı	102, 198	972, 358
中	央 卸 売	市場会	計	30, 570	-	1,872	28, 698
公	設 地 方 卸	売 市 場 会	計	456, 805	ı	54, 533	402, 272
大	森 山 動	物園会	計	445, 413	ı	12, 337	433, 076
病	院事業	債 管 理 会	計	21, 962, 807	752, 600	256, 460	22, 458, 947
	合	計		167, 975, 933	13, 874, 200	12, 743, 975	169, 106, 158

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

■ 収 入 (単位:千円、%)

	禾	al		目		予 算 額	上期収入額	下期収入額	合 計	収 入 率
				н		(A)	(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D) / (A)
水	道	事	事業収益		仅 益 7,637,421		3, 407, 998	4, 199, 370	7, 607, 368	99. 6
	営	業		収 🕹		6, 976, 987	3, 364, 975	3, 546, 932	6, 911, 907	99. 1
	営業外収		益	660, 432	43, 023	652, 401	695, 424	105. 3		
	特 別			利	益	2	_	37	37	殆増

• 支 出 (単位:千円、%)

	Ŧ	1		目		予	算	額	上期支出	出額	下期支	出額	合	計	支	出	率
	科 ————————————————————————————————————			Н		(A)		(B)	(B)		(C)		B) + (C)	(D) / (A))	
水	道	事	業	費	用		7, 08	0, 679	1, 52	4, 543	5, 0	36, 435	6,	560, 978			92. 7
	営	業		費	用		6, 77	1,762	1, 39	5, 213	4, 9	12, 117	6,	307, 330			93. 1
	営	業	外	費	用		30	5, 940	129	9, 041	1:	24, 316		253, 357			82.8
	特	別		損	失			1, 177		289		2		291			24. 7
	予		備		費			1,800		_		_		_			0.0

[※]前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

• **収 入** (単位:千円、%)

	科		目		予	算	額	上期収入額	下期収入額	合 計	収 入 率
	17-7					(A)		(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D) / (A)
資	本	的	収	入		4, 60	3, 528	437, 905	2, 413, 195	2, 851, 100	61. 9
:	企	業		債	;	3, 61	7, 200	_	2, 324, 000	2, 324, 000	64. 2
	出	資		金		7	0, 766	70, 735	31	70, 766	100.0
;	補	助		金		44	3, 366	167, 366	△93, 649	73, 717	16.6
	固 定 資	産 売	却	代 金			396	396	_	396	100.0
:	負担金	き及び	寄	附 金		47	1,800	199, 408	182, 813	382, 221	81.0

[※]前年度からの繰越分を含む。

• 支 出 (単位:千円、%)

	∓ :l		П		予 算 額	上期支出額	下期支出額	숨 計	支 出 率
	科 目			(A)	(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D)/(A)	
資	本	的	支	圧	9, 175, 911	1, 287, 923	5, 180, 274	6, 468, 197	70. 5
	建設	改	良	費	7, 714, 229	561, 463	4, 445, 053	5, 006, 516	64. 9
	企 業	債 償	還	金	1, 458, 946	726, 460	732, 485	1, 458, 945	99. 9
	国庫補	助金	返 還	金	2, 736	_	2, 736	2, 736	100.0

[※]前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

借方	勘定科目	(単位:円) 貸 方
" " "		д //
61, 788, 513, 701		
1, 571, 042, 159		
4, 800, 000		
1,000,000		
13, 563, 558, 180	現金 · 預金	
977, 351, 919		
71, 854, 917		
124, 874, 000	前 払 金	
	企 業 債	21, 733, 407, 132
	長期リース債務	20, 704, 536
	引当金	1, 848, 617, 064
	(流動負債)	•
	企業債	1, 461, 667, 832
	短期リース債務	11, 329, 870
	未払金	1, 599, 917, 447
	引 当 金	72, 825, 680
	預 り 金	186, 561, 664
	その他流動負債	1, 200, 000
	(繰延収益)	
	長期 前 受 金	19, 131, 686, 993
5, 558, 727, 741	長期前 受 金 収 益 化 累 計 額	
	(資本金)	
	資 本 金	23, 833, 898, 110
	(剰余金)	
	資 本 剰 余 金	7, 678, 492, 948
	利 益 剰 余 金	5, 436, 243, 862
	(水道事業収益)	
	営 業 収 益	6, 295, 879, 028
	営 業 外 収 益	659, 349, 533
	特別利益	34, 227
	(水道事業費用)	
6, 056, 495, 802	営 業 費 用	
254, 315, 848	営 業 外 費 用	
281, 659	特別損失	
89, 971, 815, 926	合 計	89, 971, 815, 926

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

•**収入** (単位:千円、%)

	£si	· 目		予 算 額	上期収入額	下期収入額	合 計	収 入 率	
	科			(A)	(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D) / (A)	
下 水	道事	業収	益	10, 539, 719	5, 993, 971	4, 697, 111	10, 691, 082	101. 4	
営	業	収	益	7, 279, 603	4, 721, 121	2, 587, 681	7, 308, 802	100.4	
営	業外	ト 収	益	3, 243, 407	1, 272, 850	2, 041, 075	3, 313, 925	102. 2	
特	別	利	益	16, 709	_	68, 355	68, 355	409. 1	

• 支 出 (単位:千円、%)

	∓ al	目		予算	新	上期支出額	下期支出額	合 計	支 出 率
	科目			(,	4)	(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D) / (A)
下 水	道事	業費	用	10,	375, 475	1, 333, 826	8, 771, 968	10, 105, 794	97. 4
営	業	費	用	9,	729, 075	1, 038, 143	8, 496, 849	9, 534, 992	98. 0
営	業	卜 費	用	(642, 340	295, 668	275, 119	570, 787	88. 9
特	別	損	失		1,510	15	<u> </u>	15	1.0
予	ſī	带	費		2, 550	_	_	_	0.0

[※]前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

- 収 入 (単位:千円、%)

	科		目		予	算	額	上期収	入額	下期収	人額	合	計	収	入	率
	17	Ħ		(A)		(B))	(C)		(D) = (B) + (C)		(D) / (A)				
資	本	的	収	入	8	8, 87	5, 807	3, 1	21, 428	2, 7	25, 507	5,	846, 935			65. 9
1	企	業		債	į	5, 62	3, 800		_	3, 5	28, 900	3,	528, 900			62. 7
l l	出	資		金		85	5, 809	8	55, 754		55		855, 809		1	100. 0
1	補	助		金	4	2, 31	8, 049	2, 2	55, 944	△8	66, 270	1,	389, 674			60.0
1	負	担		金		7	8, 113		9, 694		62, 822		72, 516			92.8
[固定資	資産売	却(金 升			36		36		_		36		1	100.0

[※]前年度からの繰越分を含む。

• 支 出 (単位:千円、%)

	科	目		予 算 額	上期支出額	下期支出額	合 計	支 出 率
,	1 1			(A)	(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D)/(A)
資 ス	本 白	勺 支	田	13, 373, 869	3, 806, 229	6, 429, 546	10, 235, 775	76. 5
建	設	改良	費	8, 097, 441	1, 181, 262	3, 778, 086	4, 959, 348	61. 2
企	業債	賃 償 還	金	5, 266, 018	2, 624, 967	2, 641, 050	5, 266, 017	99. 9
投			資	10, 410	_	10, 410	10, 410	100.0

[※]前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (令和6年3月31日現在)

(単位:円)

借方	勘 定 科 目	貸方
	(固定資産)	
152, 672, 172, 885	有 形 固 定 資 産	
9, 022, 058, 180	無形固定資産	
10, 410, 000	投 資 そ の 他 資 産	
	(流動資産)	
4, 718, 057, 716	現 金 ・ 預 金	
663, 536, 927	未 収 金	
313, 980, 000	前 払 金	
100,000	その他流動資産	
	(固定負債)	
	企業債	53, 202, 053, 696
	引 当 金	1, 528, 945, 178
	(流動負債)	
	企 業 債	5, 087, 099, 927
	未 払 金	1, 576, 904, 713
	引 当 金	42, 276, 072
	その他流動負債	4, 347, 399
	(繰延収益)	
	長期 前 受 金	74, 545, 993, 409
19, 934, 761, 076	長期 前 受 金収 益 化 累 計 額	
	(資本金)	
	資 本 金	45, 549, 514, 461
	(剰余金)	
	資 本 剰 余 金	4, 877, 567, 821
	利 益 剰 余 金	624, 300, 992
	(下水道事業収益)	
	営 業 収 益	6, 833, 463, 503
	営 業 外 収 益	3, 228, 192, 203
	特 別 利 益	68, 211, 105
	(下水道事業費用)	
9, 195, 645, 708	営 業 費 用	
638, 132, 989	営 業 外 費 用	
14, 998	特 別 損 失	
197, 168, 870, 479	숌 핡	197, 168, 870, 479

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

- 収 入 (単位:千円、%)

	科			予	算	額	上期収入	額	下期収入額	合	計	収	入率	
	17		Н			(A)		(B)		(C)	(D) =	(B) + (C)	(D))/(A)
農業集	集落 排	水	事業」	仅 益		501	, 668	358,	991	146, 591		505, 582		100.8
営	業		収	益		73	3, 591	41,	277	36, 961		78, 238		106. 3
営	業	外	収	益		428	3, 072	317,	714	109, 459		427, 173		99.8
特	別		利	益			5		_	171		171		殆増
個別	非水 処	理:	事 業」	収 益		35	5, 617	31,	615	3, 969		35, 584		99. 9
営	業		収	益		8	3, 292	4,	185	4, 075		8, 260		99. 6
営	業	外	収	益		27	7, 323	27,	430	△106		27, 324		100.0
特	別		利	益			2		_	_		_		0.0

- 支 出 (単位:千円、%)

	——		В		予	算	額	上期支出額	下期支出額	合 計	支 出 率
	什		目			(A)		(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D) / (A)
農業集	藻落 排	水	事 業 費	用		49	9, 361	91, 284	393, 929	485, 213	97. 2
営	業		費	用		46	8, 834	76, 872	378, 860	455, 732	97. 2
営	業	外	費	用		2	9, 977	14, 407	15, 069	29, 476	98. 3
特	別		損	失			50	5	-	5	10.0
予		備		費			500	_	_	_	0.0
個 別 排	非水 処	理:	事 業 費	用		3	6, 535	8, 807	27, 289	36, 096	98.8
営	業		費	用		3	4, 868	8, 013	26, 520	34, 533	99. 0
営	業	外	費	用			1, 565	794	769	1, 563	99. 9
特	別		損	失			2	_	_	_	0.0
予		備		費			100	_	_	-	0.0

イ 資本的収支

·**収入** (単位:千円、%)

	科		П		予	算	額	上期収入額	下期収入額	合 計	収 入 率
	1 7		目			(A)		(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D) / (A)
農業集落	農業集落排水事業資本的収入					11'	7, 997	106, 619	3, 279	109, 898	93. 1
企		業		債		10	0, 700	_	10, 600	10, 600	99. 1
出		資		金		8	4, 077	89, 815	△8, 737	81,078	96. 4
補		助		金			5,000	_	_	_	0.0
負		担		金		1	6, 804	16, 804	_	16, 804	100.0
基	金	繰	入	金			1, 416	-	1, 416	1, 416	100.0
個別排力	k処理:	事業資	【本的収	八		1	4, 859	11, 461	921	12, 382	83. 3
企		業		債			4,800	_	3, 300	3, 300	68.8
出		資		金		;	8, 282	11, 461	△3, 446	8, 015	96. 8
補		助		金			1, 336	_	802	802	60.0
負		担		金			441	_	265	265	60.1

[※]前年度からの繰越分を含む。

- 支 出 (単位:千円、%)

科	В	予 算 額	上期支出額	下期支出額	合 計	支 出 率
177	目	(A)	(B)	(C)	(D) = (B) + (C)	(D) / (A)
農業集落排水事	業資本的支出	294, 018	150, 466	130, 707	281, 173	95. 6
建 設	改良費	61, 347	34, 648	13, 854	48, 502	79. 1
企業債	償 還 金	232, 670	115, 818	116, 852	232, 670	100.0
投	資	1	_	1	1	100.0
個別排水処理事	業資本的支出	22, 389	7, 485	12, 291	19, 776	88. 3
建 設	改良費	13, 237	2, 922	7, 702	10,624	80. 3
企業債	償 還 金	9, 152	4, 563	4, 589	9, 152	100.0

[※]前年度からの繰越分を含む。

(単位:円)

	,				(単位:円)
借方	勘	定	科	目	貸方
	(固 定	資	産)	
6, 884, 327, 217	有	形 固	定	資 産	
3, 312, 000	無	形 固	定	資 産	
5, 123, 000	投	資そ	の他	資 産	
	(流動	資	産)	
698, 598, 593	現	金	• 預	金	
12, 387, 626	未		収	金	
	(固定	負	債)	
	企		業	債	1, 626, 129, 303
	引		当	金	37, 812, 368
	(流動	負	債)	
	企		業	債	235, 706, 130
	未		払	金	30, 761, 240
	引		当	金	2, 916, 476
	そ	の他	流動	負債	9, 285, 236
	(繰 延		益)	
	長	期	前 受	金	4, 396, 272, 693
1, 583, 878, 050	長 収	期	前一受	金 計 額	
1, 000, 010, 000	収(益 化 資	累	計 額 · · ·	
		貝	本 金		0 004 795 999
	資 /	五山	本	金 、 、、	2, 604, 735, 388
	(20x	剰	余 金		100,004,000
	資	本	剰 余		199, 204, 868
	利	益	剰 余		27, 785, 423
	(農業集落排水事業収益)				
	営	業	収	益	71, 198, 917
	営	業 - ·	外 収		427, 174, 706
	特	别 	利	益	159, 285
(農業集落排水事業費用)					
442, 254, 412	営	業	費	用	
39, 666, 602	営	業	外 費	用	
4, 329	特	別	損	失	
	(1	固別排水類	処理事業	収益)	
	営	業	収	益	7, 509, 525
	営	業	外 収	益	27, 324, 484
(個別排水処理事業費用)					
32, 860, 311	営	業	費	用	
1, 563, 902	営	業	外 費	用	
9, 703, 976, 042		合	計		9, 703, 976, 042